

大阪社会保険時報



鯉のぼり

豊かな日本人の生活に、桃の節句、端午の節句が訪れる。少子化など世相を気にすることなく、毎年その訪れを受け止め、お祝いする日本人の優しさは素晴らしい。「鯉のぼり」の由来は、昔の武将が戦いに赴くとき、戦勝祈願に石清水八幡宮を訪れ、幡を授かり戦場に赴いたが、紙のため直ぐ破れ、それが布に代わり、だんだん大きく派手になっていまの「幡(ばん)」になったといわれる。男の子が授かれれば、立派な成長を祈願し、今日の鯉のぼりの原型も生み出した。八尾で広幅の「金巾織布」が生産され、昔の飛行機の翼や胴体に使われた。その頑丈さが今日の鯉のぼりに生き、端午の節句に、大空を泳ぐ風物詩を多くの子連れの人々が楽しんでいる。堺の金太郎鯉のぼりが大型化のはしりで有名。(富田林石川河川敷にて)

フォト エッセー 藤本 俊一 (APA.JPS)

- 被扶養者認定の取り扱いについて
- 「算定基礎届」は7月1日から10日まで(または指定日)に提出してください
- 「健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届」はすみやかに提出してください
- 平成26年4月分(平成26年6月支払分)からの年金額について
- 協会けんぽからのお知らせ ・健康保険の給付について ・被扶養者資格(認定状況)の再確認のお知らせ
- インターネットサービス「ねんきんネット」で将来の年金額を試算できるようになりました!

職場内で回覧しましょう



この扶養家族のことを健康保険では「被扶養者」といいますが、その「被扶養者」となるためには、一定の要件に該当していなければならないほか、該当していることを年金事務所に届け出て認定を受けることが必要です。

被扶養者の範囲

- ただし、この場合の内縁とは届け出をすれば当然に法律上の配偶者となり得る状態にある人でなければなりません。

- なお、3親等の親族については別図を参考にしてください。

Diagram illustrating the relationship between the insured person (被保險者) and various family members, categorized by kinship degree (親等):

- 1親等 (1st Degree):** 父母 (Parents), 配偶者 (Spouse), 子 (Son), 孫 (Grandson), 曾孫 (Great-grandson).
- 2親等 (2nd Degree):** 祖父母 (Grandparents), 伯叔父母 (Uncle/Aunt), 甥姪 (Nephew/Niece), 兄姊 (Brother/Sister), 弟妹 (Brother/Sister).
- 3親等 (3rd Degree):** 曾祖父母 (Great-grandparents), 曾孫 (Great-grandson).

The diagram shows the relationship between the insured person and their spouse's family members, as well as the relationship between the insured person and their own family members.

☐ の人は生計維持の関係と同一世帯が条件です

生計維持の基準

前記「被扶養者の範囲」の説明で、「主として被保険者の収入によって生計を維持している人」の認定は、次の基準で取り扱うこととされています。

(1) 認定の対象となる家族（以下「認定対象者」といいます）が被保険者と同一世帯に属している場合は、原則として認定対象者の収入がないか、または恒常的な年間の収入の額が130万円未満で、被保険者の年収の半分未満であるときは被扶養者となります。

ただし、認定対象者の年収が被保険者の年収の半分以上であっても、年収が130万円未満で、被保険者の年収を上回らないときは、その世帯の生計の状況を総合的にみて、被保険者が生計維持の中心的役割を果たしていると認められるときは被扶養者として取り扱われます。

(2) 認定対象者が被保険者と同一世帯に属していない場合は、認定対象者の収入がないか、または恒常的な年間の収入の額が130万円未満であって、かつ被保険者からの援助金（仕送り額）より少ないときは原則として被扶養者として取り扱われます。

(3) 認定対象者が60歳以上の人である場合、またはお

おむね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合については、収入の基準が180万円未満とされています。

以上、(1)から(3)までの基準によって取り扱われるのが原則ですが、実際には、生活実態がさまざまです。で、(1)から(3)までの取り扱いにより認定を行うことが生活実態に著しくかけ離れたものとなり、社会通念上妥当性を欠くと認められる事例については、その具体的な事情に照らして最も妥当と認められる取り扱いをすることになります。

このようなことから、被保険者、事業主の皆さんは被扶養者の届け出をされる場合、「健康保険被扶養者（異動）届」の各項目についてもれなく正確に記入し、届け出るように留意しましょう。

また、20歳以上60歳未満の配偶者が被扶養者に認定された場合は、国民年金第3号被保険者となりますので、「健康保険被扶養者（異動）届」と複写帳票になっております「国民年金第3号被保険者資格取得・種別変更・種別確認（3号該当）・資格喪失・死亡・氏名・生年月日・性別変更（訂正）届」についても正しく記入し、あわせて届け出るようにしましょう。

「算定基礎届」は7月1日から10日まで (または指定日)に提出してください

健康保険・厚生年金保険では、被保険者の「標準報酬月額」を実際に受けた報酬に合わせて毎年9月に決め直します。事業主の方は、7月1日現在で使用している全被保険者※の4月～6月の3カ月間の報酬月額を「算定基礎届」により届出します。

決め直した「標準報酬月額」は、原則9月～翌年8月までの1年間は固定され、納めていただく保険料額の計算や将来受け取る年金額等の計算の基礎となります。

※提出する年の6月1日以降に資格取得した方など、一部の方については今年度の算定基礎届の対象外です。



ご不明な点は…



管轄の年金事務所までお問い合わせください

「健康保険・厚生年金保険 被保険者賞与支払届」は すみやかに提出してください



被保険者に賞与を支払ったときは、5日以内に「健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届」（以下、「賞与支払届」という）を年金事務所に提出することになっています。

あらかじめ被保険者の氏名などを印字した「賞与支払届」と「賞与支払届総括表」が、登録されている賞与支払予定月の前月に日本年金機構より送付されますので、支払年月日や賞与額などを記入し提出してください。

なお、登録されている賞与支払予定月に賞与の支払いがない場合でも、「賞与支払届総括表」の提出は必要です。また、「賞与支払届」は届出用紙によるほか、電子媒体（CD・DVD等）による提出や電子申請も利用いただけます。

対象となる 賞与

賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、労働者が労働の対償として受けるもののうち、年3回以下の支給のものをいいます。

なお、年4回以上支給されるものは標準報酬月額の対象とされ、また、労働の対象とみなされない結婚祝金等は対象外です。

平成26年4月分(平成26年6月支払分) からの年金額について

公的年金の年金額は、物価・賃金の変動に応じて年度ごとに改定されることになっており、平成26年度の改定率は平成25年の全国消費者物価指数と過去3年間の賃金変動率から、プラス0.3%となりました。

また、現在の年金は、過去に物価が下落したにもかかわらず年金額を据え置いたことで、本来の水準よりも1.5%高い水準（特例水準）で支払われていることから、平成24年の法律改正で段階的に特例水準を解消することとしています。

このため、平成26年4月分として6月にお支払いする年金額から、特例水準解消分（マイナス1.0%）と平成26年度の改定率（プラス0.3%）を合わせ、3月までの額に比べ、以下のとおりマイナス0.7%の改定が行われます。

また、今後の改定のスケジュールは、平成27年4月分からマイナス0.5%を予定しています。

主な年金給付の金額

	平成26年3月まで	平成26年4月から
老齢基礎年金（満額）	778,500円	772,800円
障害基礎年金（一級）	973,100円	966,000円
（二級）	778,500円	772,800円
遺族基礎年金（子1人）	1,002,500円	995,200円
〔基本額〕	〔778,500円〕	〔772,800円〕
〔子の加算額〕	〔224,000円〕	〔222,400円〕

ご不明な点は…



管轄の年金事務所までお問い合わせください

協会けんぽからのお知らせ

* * * 健康保険の給付について * * *

健康保険給付の制度には、医療機関で健康保険証を提示して受診していただく場合の療養の給付のほか、傷病手当金・出産手当金などの現金給付制度があります。くわしくは、協会けんぽのホームページをご覧ください。協会けんぽ大阪支部へお問い合わせください。

健康保険給付の種類と概要

給付の種類	給付される場合	給付額								
傷病手当金	療養のため仕事を休み報酬を受けられないとき※1	1日につき標準報酬日額の3分の2を欠勤4日目から1年6カ月の範囲で支給								
出産手当金	出産のため仕事を休み報酬を受けられないとき※1	1日につき標準報酬日額の3分の2を出産の日以前42日(多胎妊娠は98日)、出産の翌日以後56日間支給※2								
出産育児一時金	出産したとき	1児につき42万円を支給 妊娠22週未満または産科医療補償制度に加入していない医療機関等において出産した場合は39万円となります。								
埋葬料(費)	死亡したとき	5万円の範囲内で支給								
療養の給付 (健康保険証を提示して受診)	病気やケガで必要な医療を受けたとき※3	<table><tr><td>義務教育就学前</td><td>8割(窓口負担は2割)</td></tr><tr><td>70歳未満の方</td><td>7割(窓口負担は3割)</td></tr><tr><td>70歳以上</td><td>8割(窓口負担は2割)※4</td></tr><tr><td>75歳未満の方</td><td>現役並み所得者の方：7割(窓口負担は3割)</td></tr></table>	義務教育就学前	8割(窓口負担は2割)	70歳未満の方	7割(窓口負担は3割)	70歳以上	8割(窓口負担は2割)※4	75歳未満の方	現役並み所得者の方：7割(窓口負担は3割)
義務教育就学前	8割(窓口負担は2割)									
70歳未満の方	7割(窓口負担は3割)									
70歳以上	8割(窓口負担は2割)※4									
75歳未満の方	現役並み所得者の方：7割(窓口負担は3割)									
療養費	立替払いをしたとき 装具を購入したとき等									
高額療養費	1カ月(1日から末日)に同一医療機関(入院・外来別、医科・歯科別)で受診し、お支払いされた自己負担額が自己負担限度額を超えたとき、超えた額を支給※5 事前に申請する「限度額適用認定証」の制度もあります。									

※1 傷病手当金、出産手当金については、被扶養者および任意継続被保険者には支給されません。

※2 出産が予定日より遅れた場合、その遅れた期間についても出産手当金が支給されます。

※3 保険医療機関に、健康保険証などを提示して受診し、窓口で一部負担金を支払うことで、保険診療を受けられます。

※4 平成26年3月31日以前に70歳になった被保険者等(誕生日が昭和19年4月1日までの方で現役並み所得者の方を除く)については、引き続き一部負担金等の軽減特例措置の対象となるため、窓口負担は1割となります。

※5 入院時の食事の負担金や保険外の費用は対象となりません。自己負担限度額は年齢、所得などにより異なります。



協会けんぽへの
申請は郵送で！

協会けんぽで受付しております申請書はすべて郵送での提出が可能です。郵送での提出にご協力をお願いいたします。

事業主様へ 退職などで資格喪失される方の健康保険証の回収をお願いいたします



健康保険証を使用できるのは、**退職日まで**です。健康保険証は、ご家族の分も含めてすみやかに回収し、資格喪失届に添付のうえ、管轄の年金事務所へご返却ください。



資格喪失後は新たな健康保険制度(国民健康保険など)に加入手続きを行い、医療機関等を受診する際には、必ず**新しい健康保険証を提示**していただくよう、お伝え願います。



資格喪失後に医療機関等で健康保険証を使用して受診されますと、民法上の「不当利得」に該当し、ご本人に協会けんぽで負担した医療費を返還していただくことになります。

お問い合わせ先

全国健康保険協会(協会けんぽ)大阪支部 <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/osaka>

電話 06-7711-4300(自動音声案内) おかけ間違いにご注意ください

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで(土・日・祝日・年末年始を除く)

〒550-8510 大阪市西区靱本町1-11-7 信濃橋三井ビル6階

協会けんぽからのお知らせ

被扶養者資格(認定状況)の再確認のお知らせ

協会けんぽでは、保険給付の適正化および高齢者医療制度における納付金・支援金の適正化を目的に、昨年と同様に、5月末から7月末までの間、被扶養者資格を再確認させていただきます。

保険料負担の軽減につながる大変重要な事務ですので、ご多用中大変恐れ入りますが、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

実施スケジュール

送付期間：平成26年5月末から6月末（順次送付）

提出期限：**平成26年7月末日**

再確認の対象となる方

平成26年4月1日において18歳以上の被扶養者
(平成26年4月1日以降に扶養認定された方を除く)



提出方法

リストにて被扶養者資格の再確認後、リストに事業主印を押印し「協会提出用」を提出（同封の返信用封筒にて協会けんぽへ提出してください）

A. 削除となる被扶養者がいない場合

被扶養者状況リスト
「協会提出用」

「被扶養者状況リスト」のみ提出

B. 削除となる被扶養者がいる場合

被扶養者状況リスト
「協会提出用」



被扶養者調書
兼異動届
「正・副」



保険証

同封の異動届「正・副」に、削除となる被扶養者の氏名等を記入し、
削除となる被扶養者の保険証等を添付のうえ同封

※返信用封筒は被扶養者資格の再確認専用ですので、その他の書類は同封しないようにお願いいたします。

くわしくは、「被扶養者状況リスト」に同封いたしましたリーフレット、協会けんぽのホームページをご覧ください。
どうか、協会けんぽ大阪支部へお問い合わせください。

高齢者医療制度への拠出金は加入者の人数に応じて算出されます

高齢者の医療費は、税金、本人負担によるほか、協会けんぽ、健保組合、国民健康保険等の医療保険制度から拠出されますが、こうした支援金（皆さまが納められた保険料によるものです）は、原則として各々の制度の加入者（被保険者および被扶養者）の人数に応じて算出されます。

そのため、**本来、健康保険の被扶養者から削除しなければならない方が届出を行っていないと、その被扶養者分についても協会けんぽの支援金の額に追加され、保険料率等に影響いたします。**

【参考】平成25年度実績

削除人数：約7万人（全国） 約7千人（大阪支部）

高齢者医療制度への支援金の負担軽減額（効果額）：約32億円（全国）



協会けんぽが実施する被扶養者資格の再確認時以外の「健康保険被扶養者（異動）届」は年金事務所に直接提出となります。すみやかな届出にご協力をお願いいたします。

お問い合わせ先

全国健康保険協会(協会けんぽ)大阪支部 <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/osaka>

電話 06-7711-4300（自動音声案内） おかけ間違いにご注意ください

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで（土・日・祝日・年末年始を除く）

〒550-8510 大阪市西区靱本町1-11-7 信濃橋三井ビル6階



インターネットサービス「ねんきんネット」で 将来の年金額を試算 できるようになりました！

ライフプランに合わせて年金額の試算ができます！

「将来、年金を受け取りながら働き続けた場合の年金額はいくらになるの？」
「このまま働き続けた場合、何歳から、どの程度の年金を受け取れるの？」
など、グラフでわかりやすく表示します。

※すでに老齢年金をお受け取りの方はご利用いただけませんので、あらかじめご了承ください。

記録の「もれ」や「誤り」の発見が容易になります！

いつでも、最新の年金記録が確認できます！

「ねんきん定期便」や「年金振込通知書」などの
内容がご自宅で確認できます！



スマートフォンにも対応しました

これまでパソコンをお持ちでなかったことでユーザIDを取得していなかった方も、スマートフォンでユーザIDを取得できます。また、「年金記録の一覧表示」や「年金記録照会」の画面をスマートフォンでも見やすく表示しているため、年金記録をわかりやすく確認できます。

スマートフォンの方は
こちらからアクセスできます。



具体的な年金見込額試算の例

これまで



58歳男性の例

ねんきん定期便での見込額(※)
61歳～64歳 795,000円
65歳～ 1,812,500円

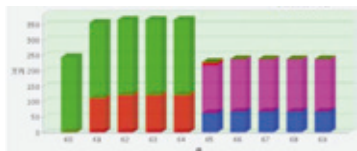
※60歳以降、厚生年金に加入されていない前提

ねんきんネット

今後の給料の入力

現在の仕事を継続
65歳まで
給与 240,000円

見込額（在職老齢年金）
61歳～64歳 637,500円
65歳～ 1,910,700円



中高年の方



33歳女性の例 (厚生年金に13年加入)

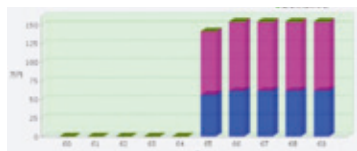
ねんきん定期便での見込額(※)
380,600円

※これまでの加入実績のみでの
見込額

今後の給料の入力

現在の仕事を継続
60歳まで
給与 200,000円

60歳まで加入後の見込額
1,356,000円



若年の方



日本年金機構
Japan Pension Service

まずは、「ねんきんネット」のご利用登録を！

1 日本年金機構のホームページにアクセス



日本年金機構のホームページ (<http://www.nenkin.go.jp/>) にアクセスしていただき、画面右側の「ねんきんネット」ボタンをクリックします。
※画面イメージは変更される場合があります。



「ねんきんネット」トップ画面が表示されますので、「新規ご利用登録」ボタンをクリックします。

2 「ねんきんネット」サービスご利用登録

●アクセスキーとは…

お客さまの誕生月に送られる「ねんきん定期便」に、平成23年4月より同封されている17ケタの番号です。

①アクセスキーをお持ちの方

アクセスキーで登録すると、ユーザIDが即座に発行され、「ねんきんネット」サービスが利用できるようになります。なお、アクセスキーの有効期限は発行から3カ月です。

②アクセスキーをお持ちでない方

アクセスキーをお持ちでない場合は、年金事務所の窓口で発行することも可能です。ご希望の方は、お近くの年金事務所にご相談ください。



「ねんきんネット (申請用トップページ)」が表示されますので、アクセスキーの有無に応じて「ご利用登録」ボタンをクリックしてください。

くわしくは、「ねんきんネット」で検索

ねんきんネット 検索

http://www.nenkin.go.jp/n_net/

電話でのお問い合わせは、

「ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル」へ



0570-058-555

050または070から始まる電話で
おかけになる場合は
03-6700-1144

●登録には基礎年金番号が必要となります。

※基礎年金番号は、年金手帳や、平成22年度以前にお送りした「ねんきん定期便」などで、事前にご確認ください。

●アクセスキーをお持ちの場合は、携帯電話からもユーザIDの申し込みができます。右記バーコードをご利用ください。

※申込時の通信料はお客さまのご負担となりますので、ご注意ください。

